

長野県告示第95号

御代田町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年3月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点 移転・復旧）
- 2 作業期間
平成22年1月20日から平成22年2月24日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第96号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
御馬沢、猿洞沢、エジミ沢、面沢、神谷川、野上川、野上川2、七切川、ワシ洞沢、三笹沢、尻平沢川、久保洞川、境の沢、下堤洞川、原野沢、三沢、松沢川、無佐沢川1、無佐沢川2及び無佐沢川3
- 2 指定の区域
木曾郡木曾町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第97号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
御馬沢、猿洞沢、エジミ沢、面沢、神谷川、野上川、野上川2、七切川、ワシ洞沢、三笹沢、尻平沢川、久保洞川、境の沢、下堤洞川、原野沢、三沢、松沢川、無佐沢川1、無佐沢川2及び無佐沢川3
- 2 指定の区域

木曾郡木曾町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するのとおり

砂防課

長野県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
御馬沢ア、御馬沢イ、百島2号、百島、向小路、德音寺2号、德音寺3号、德音寺北、神谷1号、面沢、神谷4号、神谷5号、神谷3号ア、神谷3号イ、神谷2号、砂ヶ瀬3号、砂ヶ瀬2号、砂ヶ瀬4号、砂ヶ瀬、野上1号、野上3号、野上2号、野上4号、宮ノ原、巾、下町、上村1号、下島、上村2号、上村3号、長渡1号、長渡2号、三沢、松沢、原野、原野2号、新地、新地2号、小沢1号、小沢2号、小沢3号、駒見、正沢原2号及び正沢原
- 2 指定の区域
木曾郡木曾町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年3月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
御馬沢ア、御馬沢イ、百島2号、百島、向小路、德音寺北、神谷1号、面沢、神谷4号、神谷5号、神谷3号ア、神谷3号イ、砂ヶ瀬3号、砂ヶ瀬2号、砂ヶ瀬4号、砂ヶ瀬、野上1号、野上3号、野上2号、野上4号、宮ノ原、巾、下町、下島、上村2号、上村3号、長渡1号、長渡2号、三沢、松沢、原野、原野2号、新地、新地2号、小沢1号、駒見及び正沢原
- 2 指定の区域
木曾郡木曾町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第100号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成22年2月23日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成22年3月4日

長野県知事 村 井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
阿南高等学校購買部	下伊那郡阿南町北條2237	下伊那郡阿南町北條2237

会計課

長野県上田建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月4日

長野県上田建設事務所長 三 井 宏 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢中挾線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡青木村大字田沢字漆原2991番の1地先から 小県郡青木村大字田沢字立石3233番の9地先まで	旧	4.6~10.5 ^m	0.6600 ^{km}
		8.4~27.0	0.7160
同 上	新	8.4~23.0	0.7160

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月4日

長野県飯田建設事務所長 城之内 高 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上川路大畑線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市川路3375番の2地先から 飯田市川路4252番の2地先まで	旧	4.6~11.0 ^m	0.5625 ^{km}
飯田市川路7624番の1地先から 飯田市川路5567番の3地先まで		20.0~73.0	1.0023
同 上	新	20.0~73.0	1.0023

道路管理課

選告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による平成18年分の政治団体の収支に関する報告書について、長野県経営者政治連盟から次のとおり訂正の報告がありました。

平成22年3月4日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別冊の長野県経営者政治連盟中

「 収入総額	6,502円」
を	
「 収入総額	6,499円」
に、	
「 本年收入額	3円」
を	
「 本年收入額	0円」
に、	
「 繰越額	6,502円
2 収入の内訳	
その他の収入	
10万円未満の収入	3円
小 計	3円
合 計	3円」
を	
「 繰越額	6,499円」
に改める。	

選挙管理委員会

選告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による平成19年分の政治団体の収支に関する報告書について、長野県経営者政治連盟から次のとおり訂正の報告がありました。

平成22年3月4日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別冊の長野県経営者政治連盟中

「	収入総額	6,514円
	前年繰越額	6,502円
	本年收入額	12円」

を

「	収入総額	6,508円
	前年繰越額	6,499円
	本年收入額	9円」

に、

「	繰越額	6,514円」
---	-----	---------

を

「	繰越額	6,508円」
---	-----	---------

に、

「	10万円未満の収入	12円
	小計	12円
	合計	12円」

を

「	10万円未満の収入	9円
	小計	9円
	合計	9円」

に改める。

選挙管理委員会

選告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成20年分の政治団体の収支に関する報告書について、長野県経営者政治連盟から次のとおり訂正の報告がありました。

平成22年3月4日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別冊の長野県経営者政治連盟中

「	収入総額	6,524円
	前年繰越額	6,514円
	本年收入額	10円」

を

「	収入総額	6,520円
	前年繰越額	6,508円
	本年收入額	12円」

に、

「	繰越額	6,524円」
---	-----	---------

を

「	繰越額	6,520円」
---	-----	---------

に、

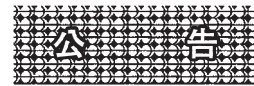
「	10万円未満の収入	10円
	小計	10円
	合計	10円」

を

「	10万円未満の収入	12円
	小計	12円
	合計	12円」

に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月4日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務
長野県デジタルアーカイブ推進事業映像記録作成業務

(2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所
仕様書によります。

(5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画部情報統計課
電話 026 (235) 7072

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成22年3月24日（水） 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室

(3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項